

2 市町村交付金交付基準

(1) 県民税利子割交付金

【～H27. 12. 31】

○地方税法抜粋

(利子割の市町村に対する交付)

第 71 条の 26 道府県は、当該道府県に納入された利子割額に相当する額から、第 53 条第 26 項の規定により控除し、同条第 39 項の規定により充当し、又は同条第 40 項の規定により還付し若しくは充当した金額に相当する額を減額した額に、第 65 条の 2 第 1 項の規定による請求に基づき他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定による請求に基づき他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額に政令で定める率を乗じて得た額の 5 分の 3 に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該市町村に係る個人の道府県民税の額に按分して交付するものとする。

2 前項の当該市町村に係る個人の道府県民税の額は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

○地方税法施行令抜粋

(法第 71 条の 26 第 1 項の率)

第 9 条の 14 法第 71 条の 26 第 1 項の政令で定める率は、100 分の 99 とする。

(利子割の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第 9 条の 15 道府県は、毎年度、法第 71 条の 26 第 1 項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、当該下欄に定める額に、当該市町村に係る個人の道府県民税の額を当該道府県内の各市町村に係る個人の道府県民税の額の合計額で除して得た数値で当該年度前 3 年度内(交付時期が 8 月である場合には、当該年度の前年度前 3 年度内)の各年度に係るものを合算したものの 3 分の 1 の数値を乗じて得た額を交付する。

交付時期	交 付 時 期 ご と に 交 付 す べ き 額
8 月	前年度 3 月から 7 月までの間に収入した利子割の収入額(当該期間内に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。)から、前年度 1 月から 5 月までの間に提出のあった法人の道府県民税の申告書に基づき法第 53 条第 26 項(法人税法第 71 条第 1 項(同法第 72 条第 1 項の規定が適用される場合に限る。))の規定により法人税の申告書を提出する義務がある法人に適用する場合を除く。以下この表において同じ。)の規定により控除し、法第 53 条第 39 項の規定により充当し、又は同条第 40 項の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額(前年度 1 月から 5 月までの間に同条第 22 項若しくは第 23 項の規定による申告書の提出があった場合又は法第 55 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による更正があった場合において、法第 53 条第 26 項の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額し、又は当該減少した額を加算した額とする。)に、法第 65 条の 2 第 1 項の規定により前年度 3 月から 7 月までの間に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により前年度 3 月から 7 月までの間に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の 100 分の 59.4 に相当する額

交付時期	交 付 時 期 ご と に 交 付 す べ き 額
12 月	8 月から 11 月までの間に収入した利子割の収入額から、6 月から 9 月までの間に提出のあった法人の道府県民税の申告書に基づき法第 53 条第 26 項の規定により控除し、同条第 39 項の規定により充当し、又は同条第 40 項の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額(6 月から 9 月までの間に同条第 22 項若しくは第 23 項の規定による申告書の提出があった場合又は法第 55 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による更正があった場合において、法第 53 条第 26 項の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額し、又は当該減少した額を加算した額とする。)に、法第 65 条の 2 第 1 項の規定により 8 月から 11 月までの間に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により 8 月から 11 月までの間に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の 100 分の 59.4 に相当する額
3 月	12 月から 2 月までの間に収入した利子割の収入額から、10 月から 12 月までの間に提出のあった法人の道府県民税の申告書に基づき法第 53 条第 26 項の規定により控除し、同条第 39 項の規定により充当し、又は同条第 40 項の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額(10 月から 12 月までの間に同条第 22 項若しくは第 23 項の規定による申告書の提出があった場合又は法第 55 条第 1 項若しくは第 3 項の規定による更正があった場合において、法第 53 条第 26 項の規定により控除されるべき額が増加し、又は減少したときは、当該増加した額を減額し、又は当該減少した額を加算した額とする。)に、法第 65 条の 2 第 1 項の規定により 12 月から 2 月までの間に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により 12 月から 2 月までの間に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の 100 分の 59.4 に相当する額

- 2 前項に規定する各交付時期ごとに交付することができなかった金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。
- 3 第 1 項の規定によって市町村に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があったため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合においては、当該錯誤に係る額を当該錯誤を発見した日以後に到来する交付時期において、当該交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。
- 4 第 1 項に規定する交付時期ごとに各市町村に対し交付すべき額として同項の規定を適用して計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもって、当該交付時期ごとに交付すべき額とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、利子割の交付に関し必要な事項は総務省令で定める。

【H28. 1. 1～】

○地方税法抜粋

(利子割の市町村に対する交付)

第 71 条の 26 道府県は、当該道府県に納入された利子割額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額の 5 分の 3 に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該市町村に係る個人の道府県民税の額に按分して交付するものとする。

- 2 前項の当該市町村に係る個人の道府県民税の額は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

○地方税法施行令抜粋

(法第 71 条の 26 第1項の率)

第 9 条の 14 法第 71 条の 26 第1項の政令で定める率は、100 分の 99 とする。

(利子割の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第9条の15 道府県は、毎年度、法第71条の26第1項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、当該下欄に定める額に、当該市町村に係る個人の道府県民税の額を当該道府県内の各市町村に係る個人の道府県民税の額の合計額で除して得た数値で当該年度前3年度内(交付時期が8月である場合には、当該年度の前年度前3年度内)の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値を乗じて得た額を交付する。

交付時期	交 付 時 期 ご と に 交 付 す べ き 額
8 月	前年度3月から7月までの間に収入した利子割の収入額(当該期間内に過誤納に係る利子割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。)の100分の59.4に相当する額
12 月	8月から11月までの間に収入した利子割の収入額の100分の59.4に相当する額
3 月	12月から2月までの間に収入した利子割の収入額の100分の59.4に相当する額

- 2 前項に規定する各交付時期ごとに交付することができなかつた金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。
- 3 第1項の規定によって市町村に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要が生じた場合においては、当該錯誤に係る額を当該錯誤を発見した日以後に到来する交付時期において、当該交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。
- 4 第1項に規定する交付時期ごとに各市町村に対し交付すべき額として同項の規定を適用して計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該交付時期ごとに交付すべき額とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、利子割の交付に関し必要な事項は総務省令で定める。

(2) 県民税配当割交付金

○地方税法抜粋

(配当割の市町村に対する交付)

第71条の47 道府県は、当該道府県に納入された配当割額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して交付するものとする。

- 2 前項の当該市町村に係る個人の道府県民税の額は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

○地方税法施行令抜粋

(法第71条の47第1項の率)

第9条の18 法第71条の47第1項の政令で定める率は、100分の99とする。

(配当割の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第9条の19 道府県は、毎年度、法第71条の47第1項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、当該下欄に定める額に、当該市町村に係る個人の道府県民税の額を当該道府県内の各市町村に係る個人の道府県民税の額の合計額で除して得た数値で当該

年度前3年度内(交付時期が8月である場合には、当該年度の前年度前3年度内)の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値を乗じて得た額を交付する。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
8月	前年度3月から7月までの間に収入した配当割の収入額(当該期間内に過誤納に係る配当割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表において同じ。)の100分の59.4に相当する額
12月	8月から11月までの間に収入した配当割の収入額の100分の59.4に相当する額
3月	12月から2月までの間に収入した配当割の収入額の100分の59.4に相当する額

- 2 前項に規定する各交付時期ごとに交付することができなかった金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。
- 3 第1項の規定によって市町村に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があったため、交付した額を増加し、又は減少する必要がある場合においては、当該錯誤に係る額を当該錯誤を発見した日以降に到来する交付時期において、当該交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。
- 4 第1項に規定する交付時期ごとに各市町村に対し交付すべき額として同項の規定を適用して計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもって、当該交付時期ごとに交付すべき額とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、配当割の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(3) 県民税株式等譲渡所得割交付金

○地方税法抜粋

(株式等譲渡所得割の市町村に対する交付)

第71条の67 道府県は、当該道府県に納入された株式等譲渡所得割額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該市町村に係る個人の道府県民税の額にあん分して交付するものとする。

- 2 前項の当該市町村に係る個人の道府県民税の額は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

○地方税法施行令抜粋

(法第71条の67第1項の率)

第9条の22 法第71条の67第1項の政令で定める率は、100分の99とする。

(株式等譲渡所得割の交付時期及び交付額)

第9条の23 法第71条の67第1項の規定により市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対し交付するものとされる株式等譲渡所得割に係る交付金については、道府県は、毎年度3月に、各市町村に対し、前年度3月から当該年度2月までの間に収入した株式等譲渡所得割の収入額(当該期間内に過誤納に係る株式等譲渡所得割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額)の100分の59.4に相当する額に、当該市町村に係る個人の道府県民税の額を当該道府県内の各市町村に係る個人の道府県民税の額の合計額で除して得た数値で当該年度前3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値を乗じて得た額を交付するものとする。

- 2 前項に規定する株式等譲渡所得割に係る交付金について、各年度ごとに交付することができなかった金額があるとき、又は各年度において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、当該年度の翌年度に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。
- 3 第1項の規定によって市町村に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があったため、交

付した額を増加し、又は減少する必要がある場合においては、当該錯誤に係る額を当該錯誤を発見した年度又はその翌年度において、当該交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4 第1項の規定を適用して各市町村に対し交付すべき額を計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもって、各市町村に対し交付すべき額とする。

5 前各項に定めるもののほか、株式等譲渡所得割の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(4) 地方消費税交付金

○地方税法抜粋

(地方消費税の市町村に対する交付)

第 72 条の 115 道府県は、前条第一項に規定する合算額の 22 分の 10 に相当する額から第 72 条の 113 第 1 項の規定により国に支払った金額に相当する額を減額した額に、前条第 1 項の規定により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の 2 分の 1 に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村(特別区を含む。以下この条及び次条において同じ。)に対し、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村の人口及び統計法第 2 条第 4 項に規定する基幹統計である経済構造統計(総務省令で定めるものに限る。)の最近に公表された結果による各市町村の従業者数にあん分して交付するものとする。

2 道府県は、前条第 1 項に規定する合算額の 22 分の 12 に相当する額に、同条第 2 項の規定により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の 2 分の 1 に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村に対し、前項の人口にあん分して交付するものとする。

3 第 1 項の場合においては、市町村に対して交付すべき額の 2 分の 1 の額を同項の人口で、他の 2 分の 1 の額を同項の従業者数であん分するものとする。

○地方税法施行令抜粋

(地方消費税の交付月及び交付月ごとの交付額)

第 35 条の 21 道府県は、毎年度、法第 72 条の 115 第 1 項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付月の 10 日までに、当該下欄に定める額の 2 分の 1 の額を同項の人口で、他の 2 分の 1 の額を同項の従業者数で按分して得た額を交付する。

交 付 月	交 付 月 ご と に 交 付 す べ き 額
6 月	前年度 1 月から前年度 3 月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第 72 条の 103 第 3 項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の 22 分の 10 に相当する額(当該期間内に法第 72 条の 113 第 1 項に規定する徴収取扱費を国に支払った場合には、その支払った金額に相当する額を減額した額。以下この表において同じ。)に、第 35 条の 19 第 1 項の規定により 5 月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により 5 月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の 2 分の 1 に相当する額。
9 月	4 月から 6 月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第 72 条の 103 第 3 項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の 22 分の 10 に相当する額に、第 35 条の 19 第 1 項の規定により 8 月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により 8 月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の 2 分の 1 に相当する額
12 月	7 月から 9 月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第 72 条の 103 第 3 項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の 22 分の 10 に相当する額に、第 35 条の 19 第 1 項の規定により 11 月

	に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により11月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の2分の1に相当する額
3 月	10月から12月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第72条の103第3項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の22分の10に相当する額に、第35条の19第1項の規定により2月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により2月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の2分の1に相当する額

2 道府県は、毎年度、法第72条の115第2項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付月の10日までに、当該下欄に定める額を同条第1項の人口であん分して得た額を交付する。

交 付 月	交 付 月 ご と に 交 付 す べ き 額
6 月	前年度1月から前年度3月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第72条の103第3項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の22分の12に相当する額に、第35条の19第2項の規定により5月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により5月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の2分の1に相当する額。
9 月	4月から6月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第72条の103第3項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の22分の12に相当する額に、第35条の19第2項の規定により8月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により8月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の2分の1に相当する額
12 月	7月から9月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第72条の103第3項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の22分の12に相当する額に、第35条の19第2項の規定により11月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により11月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の2分の1に相当する額
3 月	10月から12月までの間に収入した譲渡割額に相当する額及び法第72条の103第3項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の22分の12に相当する額に、第35条の19第2項の規定により2月に他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により2月に他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額の2分の1に相当する額

3 前2項に規定する各交付月ごとに交付することができなかつた金額があるとき、又は各交付月において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、次の交付月に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

4 第1項又は第2項の規定によって市町村に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があったため、交付した額を増加し、又は減少する必要がある場合においては、当該錯誤に係る額を当該錯誤を発見した日以後に到来する交付月において、当該交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

5 第1項又は第2項に規定する交付月ごとに各市町村に対し交付すべき額としてこれらの規定を適用して計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもって、当該交付月ごとに交付すべき額とする。

6 前各項に定めるもののほか、地方消費税の交付に関し必要な事項は総務省令で定める。

○地方税法施行令附則抜粋

(地方消費税の交付月及び交付月ごとの交付額の特例)

第6条の14 当分の間、第35条の21の規定の適用については、同条第1項中「法第72条の115第1項の規定」とあるのは「法附則第9条の15の規定により読み替えて適用される法第72条の115第1項の規定」と、同項の表中「前年度1月から前年度3月までの間」とあるのは「前年度2月から4月までの間」と、「収入した譲渡割額に相当する額及び法第72条の103第3項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額」とあるのは「法第72条の103第3項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第9条の6第3項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額から同項後段の規定により他の道府県に支払うべき金額に相当する額を減額し、他の道府県から支払を受けるべき金額に相当する額を加算して得た額の合算額」と、「法第72条の113第1項に規定する徴収取扱費」とあるのは「法第72条の113第1項及び法附則第9条の14第1項に規定する徴収取扱費」と、「第35条の19第1項の規定」とあるのは「附則第6条の13の規定により読み替えて適用される第35条の19第1項の規定」と、「4月から6月までの間」とあるのは「5月から7月までの間」と、「7月から9月までの間」とあるのは「8月から10月までの間」と、「10月から12月までの間」とあるのは「11月から1月までの間」と、同条第2項中「法第72条の115第2項の規定」とあるのは「法附則第9条の15の規定により読み替えて適用される法第72条の115第2項の規定」と、同項の表中「前年度1月から前年度3月までの間」とあるのは「前年度2月から4月までの間」と、「収入した譲渡割額に相当する額及び法第72条の103第3項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額」とあるのは「法第72条の103第3項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び法附則第9条の6第3項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額から同項後段の規定により他の道府県に支払うべき金額に相当する額を減額し、他の道府県から支払を受けるべき金額に相当する額を加算して得た額の合算額」と、「第35条の19第2項の規定」とあるのは「附則第6条の13の規定により読み替えて適用される第35条の19第2項の規定」と、「4月から6月までの間」とあるのは「5月から7月までの間」と、「7月から9月までの間」とあるのは「8月から10月までの間」と、「10月から12月までの間」とあるのは「11月から1月までの間」とする。

(5) ゴルフ場利用税交付金

○地方税法抜粋

(ゴルフ場利用税のゴルフ場所在の市町村に対する交付)

第103条 道府県は、当該道府県内のゴルフ場所在の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。) に対し、総務省令で定めるところにより、当該道府県に納入された当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額の10分の7に相当する額を交付するものとする。

○地方税法施行規則抜粋

(交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第8条の13 道府県は、毎年度、法第103条に規定する市町村に対して、次の表の上欄に掲げる時期に、それぞれの下欄に定める金額を交付する。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
8月	前年度3月から7月までの間に収入した当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額(二以上の市町村にまたがって所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税については当該ゴルフ場利用税の額を当該ゴルフ場の総面積に対する当該市町村に係る当該ゴルフ場の面積の割合によってあん分した額とし、当該期間内に当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税についての過誤納に係る還付金を歳出予算から支出した場合においては、当該支出した額を控除した額とする。以下本表において「ゴルフ場のゴルフ場利用税の額」という。)の10分の7に相当する額
12月	8月から11月までの間に収入したゴルフ場のゴルフ場利用税の額の10分の7に相当する額
3月	12月から2月までの間に収入したゴルフ場のゴルフ場利用税の額の10分の7に相当する額

- 2 前項に規定する各交付時期ごとに交付することができなかった金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき金額をこえて交付した金額がある場合においては、それぞれ当該金額は次の交付時期に交付すべき金額に加算し、又はこれから減額するものとする。
- 3 第一項の規定によって法第 103 条に規定する市町村に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要がある場合においては、当該錯誤に係る額を当該錯誤を発見した日以後に到来する交付時期において、当該交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。

(6) 自動車税環境性能割交付金

○地方税法抜粋

第 177 条の 6 道府県は、当該道府県に納付された環境性能割額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額の 100 の 47 に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）に対し、当該市町村が管理する市町村道（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積に按分して交付するものとする。

2 （省略）

3 前二項の道路の延長及び面積は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。ただし、道路の種類、幅員による道路の種別その他の事情を参酌して、総務省令に定めるところにより補正することができる。

○地方税法施行令抜粋

（法第 177 条の 6 第 1 項及び第 2 項の率）

第 44 条の 7 法第 177 条の 6 第 1 項及び第 2 項の政令で定める率は、100 分の 95 とする。

（環境性能割の交付基準及び交付時期等）

第 44 条の 8 道府県は、毎年度、法第 177 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する額を当該道府県内の市町村（特別区を含む。）に対し交付する場合には、当該額の 2 分の 1 の額を市町村道（同項に規定する市町村道をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の延長で、他の 2 分の 1 の額を市町村道の面積で按分して、次項に定めるところにより交付するものとする。

2 道府県は、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を交付するものとする。

交 付 時 期	交 付 時 期 ご と に 交 付 す べ き 額
8 月	前年度 3 月における同月において収入すべき環境性能割の収入見込額と同月において収入した環境性能割の収入額（当該期間内に過誤納に係る環境性能割の還付金を歳出予算から支出した場合には、その支出した額を控除した額。以下この表で同じ。）との差額を、4 月から 7 月までの間に収入した環境性能割の収入額に加算し、又はこれから減額した額の 100 分の 40.85 に相当する額
12 月	8 月から 11 月までの間に収入した環境性能割の収入額の 100 分の 40.85 に相当する額
3 月	12 月から 2 月までの間に収入した環境性能割の収入額と 3 月において収入すべき環境性能割の収入見込額との合算額の 100 分の 40.85 に相当する額

- 3 前項に規定する各交付時期に交付することができなかった金額があるとき、又は各交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、次の交付時期に交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。
- 4 第 2 項に規定する各交付時期に各市町村に交付すべき額として第 1 項の規定を適用して計算する場合において、市町村道の延長であん分して得た額又は市町村道の面積であん分して得た額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもって、当該交付時期に交付すべき額とする。

(7) 法人事業税交付金

○地方税法抜粋

(市町村に対する交付)

第72条の76 道府県は、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村に対し、次の各号に掲げる道府県の区分に応じ、当該各号に定める額に政令で定める率を乗じて得た額を統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものとする。

一 第72条の24の7第9項の規定により同条第1項から第5項までに規定する標準税率（以下この号において「標準税率」という。）を超える税率で事業税を課する道府県 当該道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額から当該額に当該道府県が標準税率を超えて課する部分に相当する額の割合として政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額を控除した額

二 前号に掲げる道府県以外の道府県 当該道府県に納付された法人の行う事業に対する事業税の額に相当する額

○地方税法施行令抜粋

(法第72条の76の率)

第35条の4の5 法第72条の76の政令で定める率は、100分の7.7とする。

(法人の事業税の交付時期及び交付時期ごとの交付額)

第35条の4の7 道府県は、毎年度、法第72条の76の規定により同条に規定する額を当該道府県内の市町村に対し交付する場合には、次の表の上欄に掲げる交付時期に、それぞれ同表の下欄に掲げる額を同条に規定する各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものとする。

交付時期	交付時期ごとに交付すべき額
8月	前年度3月から当該年度7月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額（次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める額。以下この表において同じ。）の100分の7.7に相当する額 一 当該道府県が当該期間内に過誤納に係る法人の行う事業に対する事業税の還付金を歳出予算から支出した場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該期間内に収入した法人の行う事業に対する事業税の額から当該期間内に歳出予算から支出した法人の行う事業に対する事業税の還付金の額（次号及び次項第1号において「還付金支出額」という。）を控除した額 二 （省略）
12月	当該年度の8月から11月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の100分の7.7に相当する額
3月	当該年度の12月から2月までの間に収入した法人の行う事業に対する事業税の額の100分の7.7に相当する額

2 （省略）

3 第一項に規定する各交付時期に交付することができなかつた金額があるとき、又は当該交付時期において交付すべき額を超えて交付した金額があるときは、それぞれこれらの金額を、その次の交付時期に交付すべき額に加算し、又は

これから減額するものとする。

- 4 第一項の規定により市町村に対して交付すべき額を交付した後において、その交付した額の算定に錯誤があつたため、交付した額を増加し、又は減少する必要がある場合には、当該錯誤に係る額を、当該錯誤を発見した日以後に到来する交付時期において交付すべき額に加算し、又はこれから減額するものとする。
- 5 第一項に規定する各交付時期に各市町村に対し交付すべき額として同項又は第二項の規定を適用して計算する場合において、当該計算した金額に千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を控除した金額をもつて、当該交付時期に交付すべき額とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、法人の行う事業に対する事業税の交付に関し必要な事項は、総務省令で定める。

○地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成 31 年政令第 87 号)抜粋

第 3 条 令和 2 年度における地方税法等の一部を改正する等の法律(平成 28 年法律第 13 号)第 2 条の規定による改正後の地方税法第 72 条の 76 又は第 734 条第 4 項の規定により市町村に対し交付すべき法人の行う事業に対する事業税に係る交付金(次項及び第三項において「法人事業税交付金」という。)に係る新令第 35 条の 4 の 5、第 35 条の 4 の 7 第 1 項及び第 2 項並びに第 57 条の 2 の 7 第 1 項及び第 2 項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第 35 条の 4 の 5	100 分の 7.7	100 分の 3.4
第 35 条の 4 の 7 第 1 項	同条に規定する各市町村の従業者数	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成 28 年法律第 13 号。第 57 条の 2 の 7 第 1 項において「平成 28 年地方税法等改正法」という。)附則第 6 条第 2 項の規定により読み替えられた法律第 72 条の 76 に規定する各市町村の市町村民税の法人税割額
第 35 条の 4 の 7 第 1 項の表 8 月の項	前年度 3 月	前年度 10 月
	100 分の 7.7	100 分の 3.4
第 35 条の 4 の 7 第 1 項の表 12 月の項及び 3 月の項並びに同条第 2 項	100 分の 7.7	百分の 3.4

(省略)

- 2 令和 3 年度における法人事業税交付金に係る新令第 35 条の 4 の 7 第 1 項及び第 57 条の 2 の 7 第 1 項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第 35 条の 4 の 7 第 1 項	を同条	の 3 分の 2 に相当する額を地方税法等の一部を改正する等の法律(平成 28 年法律第 13 号。第 57 条の 2 の 7 第 1 項において「平成 28 年地方税法等改正法」という。)附則第 6 条第 3 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 76 に規定する各市町村の市町村民
---------------------	-----	--

		税の法人税割額で、同欄に掲げる額の 3 分の 1 に相当する額を同項の規定に より読み替えられた同条
--	--	--

(省略)

3 令和4年度における法人事業税交付金に係る新令第35条の4の7第1項及び第57条の2の7第1項の規定の適用については、
次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第 35 条 の 4 の 7 第 1 項	を同条	の 3 分の 1 に相当する額を地方税法等 の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 13 号。第 57 条 の 2 の 7 第 1 項において「平成 28 年地方税法等改 正法」という。）附則第 6 条第 3 項の 規定により読み替えられた法第 72 条 の 76 に規定する各市町村の市町村民 税の法人税割額で、同欄に掲げる額の 3 分の 2 に相当する額を同項の規定に より読み替えられた同条
----------------------	-----	---

(省略)